

# 文教福祉常任委員会日程

令和3年12月14日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 議案第 3 号 令和3年度八街市一般会計補正予算中、  
第1表歳入歳出予算補正の内  
歳出2款総務費の内3項、3款民生費、  
4款衛生費の内1項1目及び2目、9款教育費  
第2表繰越明許費  
第3表債務負担行為補正1追加の内

(23) から (30) 及び (58) から (79)

(2) 議案第 4 号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

(3) 議案第 5 号 令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算について

## 文教福祉常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月14日(火)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委 員 長	小 澤 孝 延
	閉 会	午後 2時45分	副委員長	木 内 文 雄
委 員 の 氏 名 及 び 出 欠 の 有 無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	小 澤 孝 延	出	林 修 三	出
	木 内 文 雄	出	木 村 利 晴	出
	京 増 藤 江	出	小 向 繁 展	欠
	小 高 良 則	出		
委 員 外 議 員	議 長 鈴 木 広 美	出		
委 員 会 に 出 席 し た	事 務 局 長 日 野 原 広 志		副 主 幹 須 賀 澤 勲	
事 務 局 職 員 職 氏 名	主 査 渋 谷 佳 子		主 査 嘉 瀬 順 子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	市 民 部 長 吉 田 正 明		市 民 課 長 中 澤 ゆかり	
	国保年金課長 石 井 健 一		社会福祉課長 堀 越 和 則	
	障がい福祉課長 高 山 由美子		つくし園長 山 本 晴 美	
	高齢者福祉課長 飛 田 雅 章		健康増進課長 小 山 田 俊 之	
	子育て支援課長 春 日 葉 子			
	その他関係職員			
	教 育 次 長 関 貴美代		教育総務課長 井 口 安 弘	
	教育委員会参事 学校教育課長事務取扱 鈴木 浩 明		社会教育課長 兼中央公民館長 小 川 正 一	
	スポーツ振興課長 兼スポーツプラザ所長 秋 葉 忠 久		兼郷土資料館長	
	図 書 館 長 森 政 幸		学校給食センター所長 川 津 和 久	
その他関係職員				
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○小澤委員長

定足数に達していますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

最初に、本日の欠席の届出が小向繁展委員からありました。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に林修三委員、木村利晴委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のと通りの3件です。

議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。第1表、歳入歳出予算補正の審査の方法は款ごとに審査をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定いたしました。

最初に、歳出2款総務費3項について提案者の説明を求めます。

○中澤市民課長

ご説明いたします。

補正予算書の25ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、補正前の額に35万2千円を増額し、補正後の額を1億8千654万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費30万8千円の減額につきましては、期末手当支給割合の減による職員手当の減額並びに標準報酬月額を増による共済費の増額でございます。

社会保障・税番号制度関連事務費66万円の増額は、マイナンバーカードの交付事務の効率化を図るため、カードの券面記載事項に変更が生じた際に、その内容をカードに追記するためのカードプリンター1台分の購入費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

備品購入についてなんですけれど、利便性を高めるために購入するという事なんですけれど、購入によって、どのような作業をしていくのか、その点についてお伺いします。

○中澤市民課長

このプリンターは、カードのサインパネル領域を自動に判断して、券面への印字が可能と

なっていて、追記部である狭いサインパネル領域に極小文字や画数の外字をシャープに出力することができます。また、マイナンバーカードのほかに在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードへの追記処理にも対応が可能となっております。サイズもコンパクトで、場所を取りません。

マイナンバーの交付の増加に伴いまして、引っ越しや氏名変更などの記載事項の変更処理を行うようになってきて、カードの交付枚数の増加によって処理も多くなっておりまして、早くて正確な追記処理を行うことができ、窓口サービスの向上を図ることができると思っております。

以上です。

#### ○京増委員

何かいっぱいあって、よく理解できないんですけど、今回、新たにデジタル改革ということで、これから様々なことがあると思うんですけど、例えば、新たにマイナポイントが付いていくというようなことがありますよね。そういうことにも関連するのでしょうか。

#### ○中澤市民課長

これはそういったことではなくて、マイナンバーカードを、カードの券面を見ていただくとお分かりかと思えますけれども、追記できる部分があって、券面ではお名前や住所、生年月日、そういった記載事項がマイナンバーカードには記載されているんですけども、例えば住所変更があったりとか、お名前が変わったときに、変わった内容をカードの方に書き込む作業が生じます。それをプリンターを使ってきれいに印字するような形で対応できるものです。

#### ○京増委員

それは今まで取得された方、また、これから取得される方にも利用されていくのかというように、そのところがよく分からないんですけど。

#### ○中澤市民課長

イメージ的には免許証の裏書きだと思っていただければよろしいかと思います。免許証も住所が変わったり、お名前が変わったりしたときは追記していきますので、それと同じようにマイナンバーカードも変更が生じたときには変更した記載事項を追記していくような形になります。

以上です。

#### ○京増委員

購入が終わった後、これからのマイナンバーカードの普及、またされると思うんですけど、それについての目標とか、それから今後の進展の方向と、その点について……。

#### ○小澤委員長

京増藤江委員に申し上げます。個人番号の関連事務用品の備品についての質疑ですので、質問のし直しをお願いします。

#### ○京増委員

この事務をして、また、新たに進んでいくと思うんです、新たに。だって、これで終わりじゃないですよ。この事務をすることによって、例えば、この関連事務によって、今まで合計でどれぐらいの市費、国費の合計になるのか、お伺いします。

**○中澤市民課長**

今回、このカードプリンターにつきましては、個人番号カード交付事務費補助金の対象となりまして、10分の10、補助がつきます。補助という形でお答えさせていただきますと、資料を今持っているのが令和2年度までの、制度が始まりましてからマイナンバーカードの関連にかかりました負担金の額ですけれども、全部で8千273万8千600円になっております。

**○京増委員**

これはマイナンバーカードが始まってからの合計じゃないですよ。

**○中澤市民課長**

平成27年度から令和2年度までのマイナンバーカードの関連する歳出の合計額です。

**○京増委員**

毎回のように議会のたびに国費がしょっちゅう増えていきますけれども、本当に惜しみなくマイナンバーカードの推進については税金が使われている。本当に、本来ならば、税や社会保障、災害対策に限定をして、マイナンバー制度は推進されるべきなんです、すごく範囲が広がっていつているのではないかというふうに思います。

推し進めるにあたって、ぜひ、市民の方が不利益にならないように、そういうふうにしてやっていただきたいということをお願いしておきます。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小澤委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出3款民生費について提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

**○堀越社会福祉課長**

それでは、3款民生費についてご説明いたします。

補正予算書26ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、補正前の額から93万円を減額し、補正後の額を2億9千538万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費93万円の減額につきましては、社会福祉課社会班職員の職員手当、共済費で、期末手当支給割合の減に伴う減額補正です。

**○高山障がい福祉課長**

続きまして、3目障害者福祉費についてご説明いたします。

補正前の額に3千880万円を増額し、補正後の額を2億1千241万9千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費191万円の減額につきましては、職員の育児部分休業取得による2節給料の減額補正、期末手当支給割合の減に伴う3節職員手当と及び4節共済費の減額補正でございます。

27ページをご覧ください。

障害者福祉諸費4千71万円の増額につきましては、22節償還金利子及び割引料で、障害児入所給付費等国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金、障害者医療費国庫負担金、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の確定に伴う返還金でございます。

#### ○飛田高齢者福祉課長

続きまして、5目老人福祉費及び7目介護保険費についてご説明いたします。

5目老人福祉費につきましては、補正前の額から18万円を減額し、補正後の額を8億9千693万5千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費18万円の減額につきましては、期末手当支給割合の減による一般職職員手当の減額及び標準報酬月額増に伴う共済組合負担金の増額補正でございます。

7目介護保険費につきましては、補正前の額から55万7千円を減額し、補正後の額を8億7千478万1千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費138万8千円の減額につきましては、育児部分休業の実績による一般職給料の減額、期末手当支給割合の減による一般職職員手当の減額及び標準報酬月額増に伴う共済組合負担金の増額補正でございます。

介護保険事業費83万1千円の増額につきましては、要支援認定を受けた方の介護予防ケアプランの作成等に係る委託件数の増加に伴う委託料の増額補正でございます。

#### ○石井国保年金課長

続きまして、8目国民健康保険費についてご説明いたします。

国民健康保険費は、補正前の額から184万6千円を減額し、補正後の額を6億4千843万9千円とするものです。

一般職人件費76万7千円の減額のうち、一般職給料につきましては、職員の育児部分休業に伴う減額、職員手当等については、期末手当支給割合の減に伴う減額、共済費は標準報酬月額増に伴う増額です。

28ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計繰出金107万9千円の減額は、本市の国保被保険者の年齢構成が高齢者に偏っているとされた保険者の責めに資することにできない事情に着目して、国保財政を円滑に運営するために国保特別会計に繰り出す国保財政安定化支援事業繰出金の額が確定したため、その差額を減額するものです。

続きまして、9目国民年金費についてご説明いたします。

国民年金費は補正前の額から36万円を減額し、補正後の額を2千87万6千円とするものです。

一般職人件費36万円の減額は、職員手当等について期末手当支給割合の減に伴う減額です。

#### ○春日子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費についてご説明いたします。

1目児童福祉総務費につきましては、補正前の額から84万3千円を減額し、補正後の額を3億2千912万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費、2節給料22万6千円の減額につきましては、育児部分休業の実績によるものです。

3節職員手当86万3千円の減額につきましては、期末手当支給割合の減に伴う減額補正でございます。

次に、2目児童措置費につきましては、補正前の額に151万8千円を増額し、補正後の額を8億6千808万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。児童手当支給費、12節委託料151万8千円を増額につきましては、法律の改正により令和4年度から児童手当の現況届、特例給付の一部が廃止になることから、それに伴うシステム改修を年度内に実施する必要があるため、補正するものです。

続きまして、29ページをご覧ください。

3目母子福祉費につきましては、補正前の額に227万8千円を増額し、補正後の額を3億9千596万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。母子援護対策費121万3千円の増、児童扶養手当支給費106万5千円の増は、ともに22節償還金利子及び割引料の増で、令和2年度母子家庭総合支援事業費及び令和2年度児童扶養手当支給費の実績に基づき額が決定したことによる国庫支出金返還金でございます。

次に、5目保育園費につきましては、補正前の額から694万3千円を減額し、補正後の額を16億3千423万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費、2節給料194万5千円の減額につきましては、休職、育児部分休業の実績による減額補正です。

3節職員手当481万6千円、4節共済費18万2千円の減額は、期末手当支給割合の減に伴う減額補正でございます。

#### ○山本つくし園長

続きまして、6目マザーズホーム費についてご説明いたします。

補正前の額に47万9千円を減額し、補正後の額を4千158万7千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費47万9千円の減額につきましては、つくし園職員に係る人件費であり、給料16万8千円は、育児部分休業の実績による減額補正、職員手当

35万7千円は、期末手当支給割合の減に伴う減額補正でございます。共済費4万6千円の増額は、標準報酬月額増に伴う増額補正でございます。

#### ○堀越社会福祉課長

続きまして、補正予算書30ページをご覧ください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、補正前の額から549万5千円を減額し、補正後の額を2億5千77万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費43万5千円の減額につきましては、社会福祉課保護班職員の職員手当、共済費で、職員手当は期末手当支給割合の減に伴う減額補正です。共済費は標準報酬月額増に伴う増額補正です。

続きまして、生活保護総務費506万円の減額につきましては、12節委託料で、医療扶助適正化等支援業務で、契約締結に伴い執行残について減額補正を行うものです。

以上で3款民生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○小高委員

今、30ページで最後、委託料の医療扶助適正化支援業務、契約締結によりと言っていますが、契約金額が減少、内容と減額理由を、もうちょっと詳しく説明いただきたいんですけど。

#### ○堀越社会福祉課長

被保護者健康管理支援事業につきましては、令和3年1月より必須事業となりましたけれども、本市では先行して令和元年度より実施しております。

多くの健康課題を抱えていると考えられる被保護者に対しては、経済的自立のみならず、医療と生活の両面において支援を行う必要があるというような考え方によりまして、福祉事務所がレセプトデータに基づき医療扶助の適正化とともに、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進していくことから、データ分析における特許を持つ業者と随意契約を行ってまいりました。

令和3年1月から事業が必須となりまして、ほかの事業者も参入してきているというところから、前年度まで実施してきたものと同様に分析できる事業者を募りまして、本年度は一般競争入札を行ったものでございます。その結果、契約額としては50万6千円ということで契約を締結いたしました。

#### ○小高委員

理解しました。

続いて、これは部長に聞いた方がいいのかな。単純なことなんですけど、この令和3年度年度途中で国庫支出金及び返還金等の確定という説明がよくあるじゃないですか。この時期に確定というのは何を根拠にそういう確定、それぞれの説明がありましたけど、どういうことかなと。むこうで課長が手を挙げていただいていますので、お願いします。



### ○春日子育て支援課長

令和2年度の事業ではありますけれども、令和3年度に入ってから、県、国の方から実績報告書の提出が求められ、それによって認可されて額が決定するものでございます。

### ○小高委員

分かりました。分かりましたけど、本来だったら、決算審査の段階等でも出てくる、確定できたんじゃないのかなど。今の時期というのは、ちょっとね。事務手続上、仕方がないんだという理由で理解しました。

続いて、27ページ、同じように返還したわけですけど、障害者福祉費の中で4千71万円返還されているわけですが、支援事業とか、決算でありましたね、結局、支援事業がうまく円滑に消化しきれなかったとか、そういうことの認識でよろしいんですよね。

### ○高山障がい福祉課長

今回、返還金が多くなってしまった理由としましては、障害児入所給付費等国庫負担金の返還が主なもので、例年、交付申請時に予算どおりに申請を行い、1月の変更交付申請に執行状況により増減を変更交付申請をしていましたが、令和2年度につきましては、国、県からの通知により、変更交付申請の対象となるものは追加交付のみとされ、減額による変更交付申請は認められなかったことから、交付申請時の交付決定額、当初の交付決定額で歳入となったため、差額の返還が多くなってしまったということです。

### ○小高委員

令和2年度事業のことですけど、それに伴って受けられるべきサービスが受けられなかったとか、そういうことは発生しないんですよね。

### ○高山障がい福祉課長

影響はないと思います。

### ○小高委員

以上です。

### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

### ○京増委員

29ページ、児童措置費についてお伺いします。

児童手当システム改修業務についてなんですが、度々というか、システムの改修が行われる際に、個人情報をしっかり守っていくということが大事だと思うんですけど、この対策はどうなっているのか、お伺いします。

### ○春日子育て支援課長

個人情報につきましては、契約の段階でも十分個人情報についての取扱い等も協議して契約を結んでいるので大丈夫だと思われまして。

### ○京増委員

本当に個人情報についてはしっかりとお願いしておきたいと思っております。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○木内委員

27ページなんですけど、職員手当のところなんですけども、産休の対応について、多分、産休を取って長い期間、休まれたと思うんですけども、対応についてお伺いします。

障害福祉費の一般職手当の中で産休があったということで減額になっていますけども、産休を取られた職員の対応についてはされたのかどうか、お伺いします。

○高山障がい福祉課長

職員の育児部分休業取得による給料の減額補正でございまして、朝1時間、夕方1時間、部分的に育児休業を取っている職員が対象となります。

あと、現在、2名、育児部分休業を取得しております。

○木内委員

産休という言葉が聞こえたので、産休と一部というか、時短になるんですけども、時短出勤とは、また若干違ったので確認させていただきました。

現在、男性の育児休業とかというのはあるのでしょうか。これは市民部長に聞いた方がいいのでしょうか。

○小澤委員長

答弁はできますか。

○吉田市民部長

今、男性職員で育児休業を取っている職員は高齢者福祉課の方で1名、取得中ということでございます。

○木内委員

男性職員も含めて育児休暇、また時短等を取っていただけるように推進していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどの小高委員のところでもありましたけども、30ページの適正化事業支援で、データ等の関係でということだったんですけども、令和元年度に随意契約をされたというふうに伺ったんですが、随意契約と競争入札でこんなに金額が違うのかというところがちょっと気になったので、随意契約をした経緯についてお伺いしてよろしいでしょうか。

○堀越社会福祉課長

平成30年度の生活保護法の改定に伴いまして、国の方ではレセプトデータの分析とか、それに基づく加入者の健康増進のためにデータヘルス計画の作成、公表、事業実施強化等の取組を各自治体に求めるというようなことでして、その準備段階として令和2年12月までに取り組まれる被保護者健康管理支援事業に関する事務につきましては、全部国費、10分の10、国費で賄うこととしておりました。

国が行うデータヘルス計画の基となる分析には、被保護者の疾患状況とか、受診状況、医療費、調剤等の現状を把握して、健康課題を明確にするというようなことから、効果的かつ

効率的な保険事業が実施できる内容が必要であり、そして、また、厚生労働省の示すデータヘルス計画の趣旨に基づいてデータヘルス計画の作成の目的を達成するためには、レセプトデータの活用が必須でありまして、効率よく有効に活用するためには、特許技術を使用することで、より高い精度での分析、分類が可能となりまして、国の目的の1つとしている疾病の重症化予防等の保健指導につなげることも可能としておりまして、分析、分類だけでなく、保健指導までを見据えたレセプト分析ができるのは1社しかなく、特許技術の所有者である1社と随意契約をしていたところでございます。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出4款衛生費の内1項1目及び2目について提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順をお願いいたします。

#### ○小山田健康増進課長

それでは、補正予算30ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費及び2目予防費についてご説明いたします。

1目保健衛生総務費は、補正前の額に197万9千円を増額し、補正後の額を2億6千586万円とするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費144万6千円の減額につきましては、2節給料167万7千円の減、今年度職員1名が退職したことによる減額でございます。

3節職員手当78万3千円の減は、期末手当支給割合の減による減額でございます。

4節共済費101万4千円の増は、標準報酬月額増に伴う増額でございます。一般職人件費としましては減額補正となりました。

保健衛生総務費、12節委託料、健康カルテシステム改修業務342万5千円につきましては、個人が健診結果をマイナポータルで閲覧することや、転出時に市町村間で健診結果が引き継がれる仕組みを構築するため、市が保有する健康カルテシステムを改修するものでございます。

次に、2目予防費についてご説明申し上げます。2目予防費は、補正前の額に3億5千625万8千円を増額し、補正後の額を8億6千445万3千円とするものです。

説明欄をご覧ください。増額分全てが新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の増額分となります。主に追加接種に必要な予算でございます。

1節報酬については、会計年度任用職員2名分の報酬172万円、予防接種健康被害調査委員会8回分の報酬129万6千円、予防接種医約50回分の報酬162万4千円です。

2節給料は、フルタイムの会計年度任用職員1名分の給料180万8千円です。

3節職員手当等2千426万4千円につきましては、一般職の時間外勤務手当8か月分が主なものでございます。

4節共済費55万8千円については、会計年度任用職員の社会保険料でございます。

8節旅費13万7千円につきましては、会計年度任用職員の交通費でございます。

10節需用費は、消毒用アルコール等の医薬材料費が主なものでございます。

12節委託料3億813万7千円につきましては、健康カルテのシステム改修費132万円でございます。

ワクチン接種準備業務1億5千301万7千円につきましては、コールセンター業務、接種券等封入封緘業務、集団接種会場運営業務、受付業務人材派遣、廃棄物収集運搬処理業務などが主なものでございます。

ワクチン接種運営業務1億4千500万円につきましては、ワクチン配送業務、八街地区医師会や健診業者への集団接種業務、接種会場及び駐車場誘導業務等が主なものでございます。

ワクチン接種業務880万円につきましては、個別医療機関に対するワクチン接種業務時間外加算、休日加算の費用が主なものでございます。

13節使用料及び賃借料1千553万8千円につきましては、コピー機や多言語通訳クラウドサービス使用料等で68万円でございます。物資等運搬に必要なレンタカー3台分として145万円、集団接種会場へ移動困難者等の送迎バスに係る借上料1千200万円、コールセンターが入っているプレハブの賃借料140万8千円が主なものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○小高委員

31ページ、聞き漏らしちゃったんですけど、説明欄の委託料、システム改修業務ですけど、健康カルテシステム改修と聞こえちゃったんですけど、気のせいですか。コロナワクチンに対する改修料金ですか。

#### ○小山田健康増進課長

コロナワクチン接種の、それも予防接種でございますので、予防接種の予防接種台帳に記録するシステムというのが八街市では健康カルテというシステムを使っております。そのために、今回、3回目であったり、その記録をしていくためにシステム改修が必要だったということで、健康カルテの改修でございます。

#### ○小高委員

30ページの健康衛生総務費にも健康カルテシステムがあるじゃないですか。それとは別ですかね。

#### ○小山田健康増進課長

委員のおっしゃるとおりでございます、こちらの方にも保健衛生総務費でも今回健康カル

テシステムの改修費の方を補正で提出をさせていただいているところですが、内容につきましては、全く別のものになります。

**○小高委員**

ちょっと分かりづらくて、どうして改修して改修したのかなと思ったけど、別であればいいですけど、じゃあ、30ページの健康カルテシステム改修業務ですけど、これはどのような、このシステムは活躍をさせていただいているのか、お伺いいたします。利用状況ですね。

**○小山田健康増進課長**

今回の保健衛生の方の健康カルテシステムの改修でございますが、まず、健康カルテシステムについては、お子さんから成人までの予防接種の記録、それから、各種検診の結果の方も記録をさせていただいているシステムでございます。

この検診結果を基に様々な健康の事業に使わせていただきまして、その結果を基に保健師の方が指導している状況でございます。

**○小高委員**

ありがとうございます。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○林（修）委員**

それでは、今のコロナワクチンに関わることで、いずれにしても、コロナワクチンの関係で担当課は大変ご苦労されているんですね。本当にご苦労に感謝申し上げます。これからも大変だと思いますけど、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

現在、今日時点で、接種率はどのくらいだったのでしょうか。

**○小山田健康増進課長**

大変申し訳ございませんが、接種率につきましては、11月末現在の接種率ということで、手元に資料がございますので、述べさせていただきますと、令和3年4月1日の人口を基にして、1回目、2回目ですので、12歳以上の人口が6万3千843名、それに対しまして、1回目の接種が終わった方が5万5千338人、86.7パーセント、2回目の接種が終わった方は5万4千615名、85.5パーセントとなっております。

**○林（修）委員**

それで、今回、補正を組むことによって接種率をより100パーセント近くになっていく努力があると思うんですが、想定ではどの程度まで考えておられますか。

**○小山田健康増進課長**

今回、補正の方で出させていただきました追加接種の実施の方が令和4年度の9月30日までの期間ということになっております。そこの追加接種が始まってからも、1、2回目、初回接種という言い方になりましたが、そちらの方の接種も実施ができるように対応はしているところでございます。ですので、まだまだ少しずつは1、2回目の接種が予約が入っているところがございますので、90パーセント程度は行くものと考えております。

## ○林（修）委員

より多くの方が接種できるように、今後もぜひ取り組んでいただきたいと思います。不勉強でちょっとはつきりしないんですが、今、オミクロン株が世界各国を驚かせているというか、大変な勢いで増えておりますが、このことによって国会でも接種3回目等をどうやら年度内でなくて前倒しをするような動きも出てきましたけど、その辺を市として、今のところ、どんな具合にお考えでしょうか。

## ○小山田健康増進課長

今現在は、まだ国会等で議論がされているということは、私どもも報道で確認をしているところでございますが、明確な指示というのが国の方から出ていない状況ではございます。

先日、市民向けにタウンメール等でもお知らせをしたところでございますが、八街市といたしましては、2回目の接種から8か月以上経過した方に対する接種という計画を、今、立てているところでございます。

ただし、やはり、前倒しという議論がある中で、高齢者施設で接種された方とか、そういった方については、より早く接種ができるように体制は、今、整えて協議を進めているところでございます。

## ○林（修）委員

国の動きを見ながらじゃないと、よくはつきり言えないことなので、大変答弁しにくいことをお伺いしましたけれども、ただ、僕としては前倒しで、今年度内に2月か3月、その辺あたりの医療従事者とか高齢者とか、そういったものが実施されていくんじゃないかという方向性があるんですけども、もしそういうようなことになったときには、当然のことながら、また、新たな補正が出てくるということで確認してよろしいですか。

## ○小山田健康増進課長

必要な部分是对应させていただきたいというふうに考えているところでございますが、一般の65歳以上の高齢者の方が接種が早い方で終わった方というのが令和3年6月の中旬でございます。そこから考えますと、8か月後というのが2月の中旬にあたってまいりますので、そこからはもう事業の方はスタートができる状態というのは、今、計画をしております。そこからどれだけ前倒しができるかということ、あまり早く前倒しというのは、なかなか計画上、難しいところもございますけれども、できる限りの前倒しというのは検討してまいりたいと考えております。

## ○林（修）委員

もう既に2回終わっている人は、マスコミ、テレビの影響で、もう今すぐに3回目、打てるんじゃないかというような動きも出ていますし、国の動きで何とも言えないんですが、そういった前倒しで年度内に実施するということがなったら、そういった体制を、忙しい中で整えていただいて、よろしくお願ひしたい、そのように思います。

ありがとうございました。

## ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○京増委員

30ページの一般職人件費についてなんですけれど、先ほど1名退職ということの説明があったと思うんですけれど、退職されたの後の人員補充についてはどうなっているのか、お伺いします。

#### ○小山田健康増進課長

退職者数でございますが、予算上の減額をしているのは1名の退職でございますが、今年度、健康増進課の保健師は2名、退職をされております。もう1名は、もともと育児休業中であつたために、特に予算的な部分は計上されていなかったもので、先ほど1名と申し上げさせていただきました。

今回、2名が退職をしたところでございますので、その分、人事の方には試験の実施というのは、もともと要望はさせていただいていたところでございます。ただ、今年度の正規の試験の中では、なかなか採用がなかったというふうに聞いております。というところで、今後、年度内に実施ができるように総務の方に要望の方は提出をさせていただいているところでございますし、年明けに試験の方は実施するというところで予定をしているところでございます。

#### ○京増委員

本当に、今、コロナの問題もそうですし、また、コロナによって、なかなか検診なんかも受けづらくなっていた2年間でしたから、職員が減ったままということにならないように、ぜひ、お願いいたします。

次に、31ページの一般職の職員手当なんですけれど、これは何人分ぐらいなのかなというところでお聞きします。

#### ○小山田健康増進課長

今現在、コロナのワクチンチームはチーム員としては15名で対応させていただいております。その職員の手当、時間外手当等が中心にはなっておりませんが、集団接種を実施した場合、土日に実施した場合であったりとか、そういったこともございますので、全庁的な職員の応援体制の中で支給していくものというふうに考えてございます。

#### ○京増委員

この手当の中で一番多い残業をするよう方の時間はどのぐらいを予定されているのか、お伺いします。

#### ○小山田健康増進課長

実際、実績といたしまして、今、ちょっと手元にはないんですけれども、100時間を超えるような職員がいたことは確かでございます。ただ、人員体制の方の強化も図ってまいっておりますし、なるべく労働基準に合わせた形でのところになめられるように対応していきたいというふうに考えてございます。

#### ○京増委員

皆さんが過労にならないように、ぜひ、元気にコロナ禍を乗り越えることができますように、そういう時間外の体制を取っていただきたいとお願いしておきます。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

会議中ですが、執行部入れ替えのため、10分間の休憩をいたします。

休憩後は9款教育費から審査を行います。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時03分)

○小澤委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

中澤市民課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○中澤市民課長

すみません。先ほど、京増委員の方からマイナンバーカード関連事務に関する国費のご質問をいただいたかと思うんですけども、先ほどお答えさせていただきました数字につきましては、平成27年度から令和2年度までに市が個人番号カード関連事務費負担金としてお支払いした金額で、逆に歳入での国費の負担として国から補助金として来た額につきましては、1億147万7千円、これが個人番号カード交付事業費の補助金で、そのほかにマイナンバーカード関連のシステム改修費としての補助金が1千487万5千円になっております。訂正させていただきます。

以上です。

○小澤委員長

歳出9款教育費について提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○井口教育総務課長

それでは、歳出9款教育費についてご説明いたします。

補正予算書38ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、補正前の額から1千44万円を減額し、補正後の額を3億3千200万7千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費1千44万円の減額につきましては、期末手当の支給割合の引下げに伴う一般職職員手当の減額と職員2名の退職に伴う一般職給料、一般職職員手当及び共済組合負担金の減額を行うものでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、補正前の額から698万4千



円を減額し、補正後の額を1億9千7万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費7万5千円の減額につきましては、期末手当の支給割合の引下げに伴う一般職職員手当の減額を行うものでございます。

次に、小学校施設整備事業費31万3千円の減額は、既に工事が完了している八街東小学校校舎屋上防水改修工事と川上小学校配膳室空調機設置工事について工事請負費の確定に伴いその執行残額を減額するものでございます。

39ページの説明欄をご覧ください。次に、小学校施設維持管理費659万6千円の減額は、入札の執行に伴って発生した空調保守点検業務委託料の執行残額を減額するものでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、補正前の額から71万7千円を減額し、補正後の額を1億7千189万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費71万7千円の減額につきましては、期末手当の支給割合の引下げに伴う一般職職員手当の減額と標準報酬月額の見直しに伴う共済組合負担金の増額を行うものでございます。

#### ○小川社会教育課長

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。補正前の額から71万9千円を減額し、補正後の額を1億690万2千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費46万9千円の減額は、期末手当支給割合等の減でございます。

次に、社会教育振興費25万円の減額は、例年2月に開催しております社会教育振興大会は、本年度、新型コロナウイルス感染者は減少しつつ、いまだ予断を許さない状況が続いていることから、記念講演を中止にし、規模を縮小し開催する予定であり、11節役務費中、手数料25万円を減少するものでございます。なお、振興大会の内容として、社会教育功労者表彰及び作文発表を実施する予定で、現在、準備を進めております。

次に、2目公民館費についてご説明いたします。補正前の額から2千737万5千円を減額し、補正後の額を6千737万1千円にしようとするものです。

40ページの説明欄も併せてご覧ください。一般職人件費64万5千円の減額は、期末手当支給割合の減でございます。

次に、中央公民館整備事業費2千673万円の減額は、現在、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として使用しており、3回目の集団接種の見通しが不透明だったことから、年度内に大会議室LED改修工事の完成が見込めないため、12節委託料、管理業務156万2千円及び14節工事請負費、改修工事2千516万8千円を減額するのでございます。

なお、この工事費の予算は、来年度実施する予定で新年度予算に計上したところでございます。

#### ○森図書館長

3目図書館費につきましては、補正前の額から35万9千円を減額し、補正後の額を1億7

千464万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費のうち職員手当等73万2千円の減額は、期末手当支給割合の減による減額補正、また、共済費37万3千円の増額は、標準報酬月額の設定による共済組合負担金の増額補正でございます。

#### ○秋葉スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

続きまして、6項保健体育費についてご説明いたします。1目保健体育総務費につきましては、補正前の額から367万5千円を減額し、補正後の額を8千195万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費55万3千円の減額につきましては、給与改定に伴う職員手当の減額によるものです。

41ページを併せてご覧ください。ピーナッツ駅伝大会運営費312万2千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第65回八街市ピーナッツ駅伝大会を中止としたことにより、大会運営費全額を減額するものです。

3目体育施設費につきましては、補正前の額から220万5千円を減額し、補正後の額を2千708万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。体育施設維持管理費60万円の増額につきましては、現在、用地を賃借している大東区ゲートボール場において関係者に確認したところ、今後は利用しないことから、令和3年度末で用地を返還するため、返還に伴う復旧工事費を増額するものです。

体育施設整備事業費280万5千円の減額につきましては、当初、中央グラウンド土留め改修工事実施設計業務委託料を予算計上しておりましたが、業務の委託にあたり精査を行ったところ、業務委託をせずに職員による設計が可能となったため減額するものです。

4目スポーツプラザ費につきましては、補正前の額から32万2千円を減額し、補正後の額を6千559万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費32万2千円の減額につきましては、給与改定等に伴う職員手当の減額並びに共済費の増額によるものです。

#### ○川津学校給食センター所長

続きまして、補正予算書42ページ、5目学校給食費について説明いたします。

5目学校給食費は、補正前の額から582万6千円を減額し、補正後の額を6億1千140万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費12万4千円の増額は、3節職員手当等について期末手当支給割合の減などに伴い8万1千円減額し、4節共済費については、標準報酬月額の増に伴い20万5千円増額しようとするものです。

次に、調理場維持管理費433万8千円の減額は、10節需用費、修繕料を134万6千円増額し、14節工事請負費を568万4千円減額しようとするものです。

10節修繕料につきましては、本年度上半期において修繕箇所が増加したことに伴い、今

後、予算の不足が見込まれるため不足見込額の134万6千円を増額して対応しようとするものです。

14節工事請負費につきましては、第一調理場外壁改修工事の完了に伴い、一部緊急対応が必要な工事費を残し、主に契約差金を減額するものです。

次に、調理場給食事業費161万2千円の減額は、17節備品購入費を減額しようとするもので、給食用備品として第一調理場の連続揚げ物機及び第二調理場食器洗浄システムの購入完了に伴い、主に契約差金を減額しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○小高委員

42ページの工事請負費、外壁改修工事に絡んでお伺いしますが、教育委員会の議事録を読んでいましたら、給食センターが長年使っていて、老朽化が出ていると。今後、少し大きな予算をかけて長寿命化のための検討をされているような会議録が出ていました。これに伴って、今回の改修工事は、まだ行われていないと思いますけど、兼ね合いというのはあるのか、お伺いいたします。

#### ○川津学校給食センター所長

今回実施いたしました外壁改修工事につきましては、学校の夏休みを利用して第一調理場の方の外壁改修工事は全て完了しております。

今回、行いました工事につきましては、現在、給食センターの方で施設の整備、学校給食センター施設整備指針というような形で中期的、長期的な計画を立てておるところでございますが、まだ、これは策定するまでには、途中ですので、完成はしておりません。ですので、計画の中には外壁改修工事に関しては盛り込んでおりませんが、今後、必要となるであろう施設及び整備につきまして、整備指針の中で明確にして、工事、修繕、あるいは備品購入等の優先順位を付けながら実施しようというふうなところで検討しているところでございます。

#### ○小高委員

数字的にも会議録には、暫定的な数字だと思うんですけど、議会を通さなくちゃいけない議決を要する数字が出ていたんで、どの段階で計画案が提出されるのか、今後の進捗状況によると思うんですけど、その間に、今回は緊急対応が必要だったような説明も先ほど受けましたが、重複した工事がされると、やはり、大切な税金で作りますので、その辺は慎重に、また、給食が一部で止まるのが心配している方もいらっしゃるんですけど、コロナ禍でどのぐらい止まったか、提供できなかったかということを考えたときには、緊急対応のために給食ができなくなったら、現場がそれなりの対応ができると思うんです。だから安定供給は必要ですが、緊急時、災害時等を見据えた場合は必要ではないんじゃないかなと、私は思うところがあります。

あくまでも、長期、中期的な作業が行われる想定であれば、必要な部分にだけ対応し

ていただきたいなど、そう思っております。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

39ページの、先ほど課長から、るる説明がありましたけど、もう一回確認ということで、社会教育振興費が25万円の減額ということで、規模を縮小して、それで講演は行わない。ということは、講演はやらないけれど、他の部分については影響なしと解釈していいんでしょうか。

○小川社会教育課長

先ほど説明したとおり、記念講演は中止にさせていただくと。それ以外に社会教育功労者表彰及び作文発表は実施する予定で、現在進めております。

○林（修）委員

参考までに、大会議室でやるんでしょう。

○小川社会教育課長

中央公民館の大会議室に関しまして、今、コロナのワクチン集団接種会場として使用しているため、市役所の総合保健センターの3階の会議室を使用して、現在やる予定でおります。

○林（修）委員

その場合に集客をどの程度に考えていますか。

○小川社会教育課長

今、コロナ禍の状況もございますので、社会教育委員プラス関係者ということで考えております。

○林（修）委員

ということは参加者集客をかなり低く抑えるという解釈でよろしいですか。

○小川社会教育課長

そのとおりで、大体50人以内で大会を実施しようという考えでございます。

○林（修）委員

ちなみに、25万円というんですか、講師はどなたを予定されていたんですか。

○小川社会教育課長

早くから、もう記念講演の方は中止ということを出しておりましたので、まだ、そこまでの選定には至っておりません。

○林（修三）委員

今回、コロナ禍でしたので、講演はなしになったということで、それはそれでいいんですけども、社会教育振興大会が仮に予定どおり行われたとして考えたときに、講師を25万円程度というのはちょっと言い方は悪いんですけど、抑えていらっしゃるんですが、私的には、社会教育振興大会で多く人を集めて、コロナが収まっての話ですよ、多くの人が集まって大きな大会をしたいというのは関係者のお考えだと思いますので、最低でも30万円ぐらいの

講師謝礼を予定すべきかなと思うんですが、関教育次長いかがですか。

**○関教育次長**

お答えいたします。

手数料に対しましては、毎年、この程度で通常はしておりますけれども、今後は状況に応じて、また、財政状況もありますので、要望の方は考えておきたいと思っています。

**○林（修）委員**

小川課長、結局、去年もやっていませんよね。連続で2回ですか。

**○小川社会教育課長**

令和元年と令和2年がコロナで中止になっておりますので、今年度に関しましては、どうしても縮小してやりたいということで、このような形で実施させていただこうと考えております。

**○林（修）委員**

ということは、講師を呼んでいないのは3年連続ということになりますよね。そうしますと、仮に25万掛ける3だと、75万かな、そのぐらい減額されてきたわけですけど、もし、コロナが収まって、そして普通の形で社会教育振興大会が行えるんだとすれば、そうなったときには、その辺のところも考慮して、多くの集客を、そのときには呼びかけるべきだと、私は思いますので、その辺も講師謝礼の中で少し検討しておいていただきたいということをお願いいたします。

次に、もう1点、41ページ、体育施設費、体育施設整備事業280万5千円減額されていきますよね。まず、これについてお伺いします。

**○秋葉スポーツ振興課長**

こちらにつきましては、中央グラウンドの外周土留めブロック改修工事、こちらについては、隣接する市道との整備工事に関連しております、実施設計業務を、当初、民間委託する予定をしておりましたが、関係各課との協議を重ねまして、実施設計書を職員が策定できることが確認できましたので、委託はせずに減額するものでございます。

**○林（修）委員**

これはこれでやむを得ないかと思うんですけども、プラザも大分古くなりました。あちこち傷み出してきているところがあるので、今後、整備していかなきゃいけない部分が多々あるかと思いますが、ある市民から耳にしているんですけども、オリンピックで金メダルを取った里見さんも練習に時々行かれるそうなんですけども、バドミントンの練習、特に車椅子を使ったりする練習、そういったときに、練習場の床がかなり傷んでいて、思うような練習ができないということがあると。里見さんが金メダルを取った、この折に多くのバドミントン愛好者が気兼ねなく練習できるような施設にしていってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○秋葉スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長**

スポーツプラザの改修につきましては、今年度、プラザのメインアリーナ、サブアリーナの

照明、また床の改修工事、こちらの方の実施設計業務を行っております。来年度、現在、当初予算案で要求しております、工事の方の予算を要求しております。車椅子の利用につきましては、今後、種目によっては可能なもの、利用が難しいものがあるかと思っておりますけれども、そちらの方は検討してまいりたいと考えております。

**○林（修）委員**

八街市で初めて得た金メダルの里見選手が関係するバドミントン、里見さんがそうだからということじゃないんですけれども、スポーツ人口をどんどん増やしていく、そういった観点からも前向きに、ぜひ実施の方向で検討してください。よろしく申し上げます。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はございますか。

**○京増委員**

41ページ、体育施設費、ゲートボール原状復旧工事なんですけれども、どこなのか、お伺いします。

**○秋葉スポーツ振興課長**

場所は大東区ゲートボール場になります。スーパータイヨーの近く。

**○京増委員**

ゲートボールは一時すごく人気がありましたけれども、今は本当に下火になっていますが、あと、どのぐらい会場はあるのか、また、ゲートボール人口はどのぐらいあるのか、お伺いします。

**○秋葉スポーツ振興課長**

ゲートボール場につきましては、こちらの大東区を除きますと、もう2か所ございます。一区ゲートボール場と朝日区ゲートボール場の2か所になります。

競技人口につきましては、申し訳ありませんが、把握はしておりません。

**○京増委員**

分かりました。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○小澤委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第2条繰越明許費について、提案者の説明を求めます。

**○小山田健康増進課長**

それでは、第2表、繰越明許費についてご説明いたします。

補正予算書、5ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費5億9千576万4千円の1件で、新型コロナウイルスワクチンの追加接種が年度内に完了が見込め

ないことから、繰越明許費の設定をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第3表、債務負担行為補正1追加のうち、23から30及び58から79について、提案者の説明を求めます。

#### ○中澤市民課長

第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。

補正予算書の7ページをご覧ください。

23番、住民票等コンビニ交付システム使用料につきましては、期間を令和3年度から4年度までとし、限度額を448万8千円とするものでございます。

この業務は、コンビニ交付事業を実施するためのシステムや通信回線及びデータセンターの使用料で、年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

#### ○堀越社会福祉課長

続きまして、番号24、総合保健福祉センター空調設備保守点検業務につきましては、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額を297万円に設定しようとするものです。

これは八街市総合保健福祉センターに使用している空調設備の保守点検及び清掃を行うものでございます。契約の業務内容に緊急事態発生時の対応が含まれており、年度当初から契約することが必要であり、年度前入札を実施する必要から債務負担行為の設定を行うものでございます。

#### ○春日子育て支援課長

続きまして、25番、保育園職員細菌検査手数料につきましては、市立保育園6園の職員が行う細菌検査業務で、年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額につきましては130万5千円とするものでございます。

次に、26番、保育園空調設備保守点検業務につきましては、市立保育園6園で使用している空調設備の保守点検業務を年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額につきましては394万9千円とするものでございます。

次に、27番、朝陽保育園自家用電気工作物保安管理業務につきましては、朝陽保育園で使用している変電設備の保安管理業務を年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は18

万3千円でございます。

次に、28番、保育園水槽等維持管理業務につきましては、二州第一保育園及び二州第二保育園で使用している水槽の維持管理業務で、年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は83万9千円でございます。

29番、保育園トイレ洗浄殺菌装置の賃借につきましては、年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は104万2千円でございます。

30番、保育園人材派遣業務につきましては、市立保育園6園の保育士及び看護師を確保するための派遣業務で、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は7千987万6千円でございます。

これは正規職員会計年度任用職員だけでは人員の確保が難しいことから、人材派遣により必要な職種の人員を確保するものでございます。

また、保育に支障がないよう年度当初から契約が必要なことから、債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

期間は令和3年度から4年度まで、限度額は7千987万6千円でございます。

#### ○鈴木教育委員会参事

続きまして、補正予算書の10ページをご覧ください。

58番、交通誘導警備業務につきましては、本年7月から実施しております朝陽小学校通学用臨時バスの運行に係る警備業務を令和4年度も続けて実施しようとするもので、年度間の継続性を維持し、4月当初から業務を実施するため、債務負担行為を追加するものです。期間は令和3年度から令和4年度まで、318万5千円を限度額とするものでございます。

続きまして、59番、スクールバスの賃借につきましては、今年度7月から実施しております朝陽小学校通学用臨時バスと本年9月から実施しております二州小学校スクールバスの借上げを令和4年度も続けて実施しようとするもので、年度間の継続性を維持し、4月当初から業務を実施するため、債務負担行為を追加するものです。期間は令和3年度から令和4年度まで、2千289万5千円を限度額とするものです。

#### ○井口教育総務課長

続きまして、60番、小学校トイレ洗浄殺菌装置等の賃借につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を613万8千円とするものです。

この賃借は、小学校9校に設置したトイレ洗浄殺菌装置等を賃借するものです。

61番、小中学校自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を246万2千円とするものです。

この業務は、小中学校13校に設置した自家用電気工作物を保安管理するものです。

11ページをご覧ください。

62番、小中学校・幼稚園浄化槽維持管理業務につきましては、期間を令和3年度から令



和4年度まで、限度額を736万円とするものです。

この業務は、小学校6校、中学校2校及び幼稚園2園に設置した浄化槽を維持管理するものです。

63番、小中学校・幼稚園貯水槽維持管理業務につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を510万円とするものです。

この業務は、小中学校13校及び川上幼稚園に設置した貯水槽を維持管理するものです。

64番、小中学校・幼稚園消防設備保守点検業務につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を259万6千円とするものです。

この業務は、小中学校13校及び幼稚園3園に設置した消防整備を保守点検するものです。

以上の賃借及び業務につきましては、年度間の継続性を維持し、4月1日から事業を開始する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

#### ○鈴木教育委員会参事

続きまして、65番、小中学校・幼稚園飲料水水質検査手数料につきましては、毎年実施しております水質検査であり、年度間の継続性を維持し、4月当初から業務を実施するため、債務負担行為を追加するものです。

期間は令和3年度から令和4年度までで、131万1千円を限度額とするものです。

#### ○小川社会教育課長

次に、66番、社会教育施設自家用電気工作物保安管理業務についてご説明いたします。

期間は令和3年度から4年度までで、限度額を35万7千円とするものです。

これは中央公民館、図書館の自家用電気工作物保安管理を実施するにあたり、年度間の継続性を維持するには4月1日から業務を開始する必要があるため、債務負担行為とするものでございます。

次に、67番、中央公民館消防設備保守点検業務についてご説明いたします。

期間は令和3年度から4年度までで、限度額を23万円とするものです。

これは中央公民館消防設備の保守点検を実施するにあたり、年度間の継続性を維持するために4月1日から業務を開始する必要があるため、債務負担行為とするものです。

次に、68番、中央公民館及び図書館AED賃借についてご説明いたします。

期間は令和3年度から6年度までで、限度額を43万6千円とするものです。

これは中央公民館、図書館にAEDを設置するにあたり、4月1日から使用するには年度前に手続を完了する必要があるため、債務負担行為とするものです。

#### ○森図書館長

続きまして、69番、図書館消防設備保守点検業務につきましては、設定期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を38万5千円とするものです。

これは図書館消防設備の保守点検を実施するにあたり、年度間の継続性を維持するには、4月1日から業務を開始する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

#### ○秋葉スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

続きまして、70番、市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務につきましては、中央グラウンド及び南部グラウンドで使用している受電設備の保安管理業務で、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は36万3千円でございます。

次に、71番、市営グラウンド等緑地維持管理業務につきましては、市営グラウンド及びサッカー場などの緑地の維持管理業務で、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は54万8千円でございます。

12ページをご覧ください。

次に、72番、スポーツプラザ浄化槽維持管理業務につきましては、スポーツプラザ内に設置してあります浄化槽の維持管理業務で、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は49万3千円でございます。

次に、73番、スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務につきましては、スポーツプラザで使用している受電設備の保安管理業務で、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は27万4千円でございます。

これらの業務は、いずれも年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。

#### ○川津学校給食センター所長

続きまして、74、給食センター排水処理施設維持管理業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を258万5千円とするもので、第一調理場及び第二調理場それぞれに設置しております排水処理施設の維持管理を行う業務です。

75番、給食センター自家用電気工作物保安管理業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を34万9千円とするもので、第一調理場及び第二調理場それぞれに設置しております自家用電気工作物の保安管理を行う業務です。

76番、給食センターボイラー保守点検業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を215万4千円とするもので、第一調理場に設置し、第一調理場及び第二調理場の両方で使用しておりますボイラーの保守点検を行う業務です。

この限度額は前年度比で96万2千円の増額となっておりますが、直近の入札執行におきまして、1社のみのお札となっていたことや、3年連続で不調が続いていたことから、設計額を見直した結果、増額となっております。

77番、学校給食配送業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を2千613万6千円とするもので、調理した給食を市内各小中学校に配送し回収する業務です。

この限度額は前年度比で137万6千円の増額となっておりますが、運転手を含む配送車両1台当たりの単価が上昇していることによるものです。

78番、学校給食残渣処分業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を250万8千円とするもので、給食の調理及び食べ残しで発生した残渣を処分する業務で、液状飼料化処理により家畜のえさとしてリサイクルするための業務です。

79番、学校給食残渣収集運搬業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を

517万円とするもので、給食の調理及び食べ残しで発生した残渣を収集し、リサイクル処分を行う施設まで運搬する業務です。

前年度に設定しました債務負担行為では、学校給食残渣処分業務の中でこの収集運搬業務と78の処分業務の両方を包括しておりましたが、本年度から別業務として契約を分割し、債務負担行為も2つに分けて設定しようとするものです。

また、78、79を合算した限度額は前年度比で180万円の増額となっておりますが、これは残渣処分単価及び収集運搬単価の上昇等によるものとなっております。

74から79の業務は、いずれも年度間の継続性を維持し、年度当初から業務を開始する必要があるため、債務負担行為を設定しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○小高委員

11ページの65番の小中学校・幼稚園飲料水水質検査手数料に絡んだことで、どのくらいの頻度で、どういう内容で行われているのか、お伺いいたします。

#### ○鈴木教育委員会参事

お答えいたします。

井戸水につきましては、11項目を11回、5か所行っております。それから、原水につきましても、11項目を1回、6か所という形で行っているところでございます。

また、51項目あるところにつきましても、5か所、水道水については11項目を1回、11か所というふうに行っているところでございます。

#### ○小高委員

水道水などは夏休みとか長期休校があった場合、高架水槽にためているから、場合によっては塩素が飛んだり、やっぱり水質が変わると思うんです。そういうような休み明けとかの対策なんかはどう考えているのか、お伺いいたします。

#### ○鈴木教育委員会参事

お答えいたします。

学校等では長期休校が明ける前に、確実に学校の水道水を流して、子どもたちを迎えるような準備をしているところでございます。

#### ○小高委員

分かりました。

続きまして、71番の市営グラウンド等緑地維持管理業務、サッカー場も入っているところでしたけど、一般的に緑地ですと、初年度予算で大半が行っているところですが、これを債務負担行為にするということは、芝の伸びぐらいしか考えられないんですけど、年間を通して初年度予算だと、どうしても6月、7月に移ってしまうから、今の時期から芝管理等のためにという認識でよろしいのでしょうか。

#### ○秋葉スポーツ振興課長及びスポーツプラザ所長

委員さんのおっしゃるとおりでございます、芝の管理、また雑草の管理、雑草の方が4月、5月から伸びてしまうというところがありますので、債務負担行為という形を取らせていただいております。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○京増委員

7ページ、30番の保育園人材派遣業務についてお伺いします。

毎年、この業務が載っておりますけれど、何人なのか、また、同じ人が来ることがあるのか、お伺いします。

#### ○春日子育て支援課長

今回の債務負担行為にあたっては、保育士が9名、看護師を3名予定しております。

また、同じ人材が来るかということに関しましては、人材派遣会社で決めていただいておりますので、来ることもあれば、来ないこともございます。

#### ○京増委員

保育士さんが9名に看護師さんが3名ということなんですけど、去年と比べたらどうでしたかしら。

#### ○春日子育て支援課長

去年と同様の人数となっております。

#### ○京増委員

この方たちも、派遣の方たちも、やはり、安定した仕事をしたいんじゃないかなと思うんですが、こういう派遣で雇用された方たちに、例えば、八街市で試験を受けませんかとか、そういう勧奨はされているのでしょうか。

#### ○小澤委員長

京増委員に申し上げます。

派遣業務の債務負担行為ですので、派遣者への内容については控えていただけると。

#### ○京増委員

ぜひ、八街市の保育士さんを増やして、かなり予算を取らなきゃならないわけですから、八街市で雇ってほしいなという要望をしておきたいと思います。

それで、あとは12ページの学校給食残渣処分業務についてなんですけど、250万8千円ですが、これは去年と比べてどういう状況なのか、お伺いします。

#### ○川津学校給食センター所長

去年の設定した段階では、処分業務の中の処理単価ですが、食品残渣分がキロ当たり22円の単価でした。それで、設定したときの重量としますと、5万9千573キロで見込んでおりました。今回、食品の残渣の処理単価キロ当たり33円と増額となっております。キロ当たり11円の上昇となっております。

また、処分の見込量につきましても、6万4千400キロ、64.4トンということで、4.8トンの増を見込んでおります。去年に比べて若干残渣量も増加傾向にあることから、処分量につきましても、少し上昇ということで見込んでいただいております。

#### ○京増委員

去年と大体同じぐらいということでもいいですか。

#### ○川津学校給食センター所長

失礼しました。残渣率で申し上げますと、令和2年度の状況が年間15.5パーセントという残渣率でございました。今年度4月から11月までの途中経過ですが、残渣率が16.8パーセントということで、若干上昇傾向になっておりますので、その辺の実績を踏まえて増額とさせていただいているところでございます。

#### ○京増委員

本当に物価高の中で、一生懸命、給食を作ってくださっていると。そういう中で残渣が多少減っていると。やはり、残渣が減れば、その下の79番目の残渣の収集業務についても、やはり、費用が減っていくのではないかと思いますので、ぜひ、残渣が少なくなるように、また努力をしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

以上です。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

#### ○京増委員

それでは、議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論をいたします。第3款民生費ですけれど、社会保障・税番号制度関連事務費66万円についての反対をいたします。

個人番号、社会保障・税番号制度関連事務費、プリンターの購入費用ということですが、マイナンバー制度は、2016年1月から始まりました。しかし、国民は制度の利便性を感じておりません。個人情報の漏えいやカードの紛失等への不安から、取得率は伸び悩んでおりました。

しかし、昨年、ポイント付与によって全国的にも取得者が増えました。八街市でも増えておりますが、それでも取得率は約40パーセントです。

お金還元で個人情報を提供させる、こういうやり方は、市民の利益に役立つのか、本当に疑問です。市民に紛失等の危険性を十分に周知すること、併せて今からでも国に対し制度中止を求めるよう要望して、反対討論をいたします。

以上です。

○小澤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分について採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小澤委員長

起立多数です。議案第3号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。再開時間は事務局よりご連絡いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後2時28分)

○小澤委員長

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

議案第4号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の予算に歳入歳出それぞれ9千964万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億6千465万2千円にしようとするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為を追加するもので、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、4ページの第4表、債務負担行為によるところでございます。

詳細は事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、4款1項1目一般会計繰入金は、補正前の額から107万9千円を減額し、補正後の額を5億5千256万円にしようとするもので、国保財政安定化支援事業繰入金の額が確定したため、その額を減額するものです。

5款1項1目繰越金は、補正前の額に9千896万6千円を追加し、補正後の額を9千896万7千円にしようとするもので、令和2年度決算に伴う繰越金でございます。

7款1項1目特定保健指導推進事業費補助金は、新たに科目を創設し、176万円を補正するものです。

これは国の特定保健指導推進事業費補助金交付要綱に定められた受診勧奨事業費について、補助採択されたことによるものです。

次に、歳出でございますが、9ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、補正前の額に1万8千円を追加し、補正後の額を2千262万5千円にしようとするものです。

一般管理費1万8千円は、オンライン資格確認等システム運営負担金の確定に伴う補正です。

2目連合会負担金は、補正前の額に10万8千円を増額し、補正後の額を258万6千円にしようとするものです。

国保団体連合会負担金10万8千円は、負担金算定の基準となる令和3年4月末日における国民健康保険被保護者数が当初予算編成時の見込数を上回ったことによるものです。

2款2項1目一般被保護者高額療養費は、補正前の額に6千848万円を追加し、補正後の額を8億3千950万2千円とするものです。

これは上半期の支出額を前年同期と比較しますと、約8.7パーセント増加していること、また、上半期における予算執行率が53.9パーセントであることを鑑みて、予算に不足が見込まれるため、追加するものでございます。

3款1項1目一般被保護者医療費給付費分は、補正前の額から3千317万2千円を減額し、補正後の額を15億2千531万2千円とするもので、千葉県への納付金算定額が確定したことにより、その差額を減額するものです。

10ページをご覧ください。

2目退職被保険者等医療費給付費分は、補正前の額から154万7千円を減額し、補正後の額をゼロとするものです。千葉県への納付金算定額が確定したことにより、補正額の全てを削減するものです。

3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、補正前の額に2千61万8千円を追加し、補正後の額を5億7千658万7千円にするもので、千葉県への納付金算定額が確定したことにより、その差額分を増額するものです。

2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、補正前の額から39万7千円を減額し、補正後の額をゼロとするもので、千葉県への納付金算定額を確定したことにより、予算額の全てを削減するものです。

11ページをご覧ください。

3款3項1目介護納付金分は、補正後前の額2千570万2千円を追加し、補正後の額を2億6千533万2千円とするもので、千葉県への納付金算定額が確定したことにより、その差額分を増額するものです。

5款1項1目特定健康診査等事業費は、その財源について特定保健指導推進事業費国庫補

助金の支援を受けられることとなったため、財源を組み替えるものでございます。

8款1項3目償還金は、補正前の額に185万9千円を追加し、補正後の額を1千186万円にしようとするものでございます。

国庫支出金等返還金については、令和2年度に実施した特定健康診査保健指導負担金の額の確定に伴う返還金で、国及び千葉県にそれぞれ593万円を返還するものです。

なお、多額の返還金が生じた理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響により、特定健診受診者が令和元年度より2千446人、49.6パーセント減少したことによるものです。

12ページをご覧ください。

8款2項1目一般会計繰出金は、補正前の額に797万9千円を追加し、補正後の額を798万円にしようとするものでございます。

一般会計繰出金につきましては、令和2年度に一般会計から繰り入れした職員給与等繰入金金の余剰金が確定したため、一般会計へ返還するものでございます。

13ページをご覧ください。

債務負担行為の設定は、本年度以降に施行する診療報酬明細書点検業務の経費について、債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

これは医療機関から提供された診療報酬明細書の内容を点検し、質疑があるものについては再審査請求を行い、適正な医療費請求に基づいた保険者負担に努めるもので、令和3年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間につきましては、令和3年度から令和4年度まで、限度額184万8千円につきましては、診療報酬明細書の点検数1件当たり5円を乗じて得た額とするものでございます。

以上で令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○小高委員

8ページの歳入の中で、特定保健指導推進事業費補助金176万円について伺います。

また、歳出の中では、特定健康診査等事業費で組み替えているわけですが、国からの補助に対しての使途は、従来の事業費に該当した組み替えで問題ないのか、1点だけお伺いいたします。

#### ○石井国保年金課長

この補助金につきましては、国の令和2年度からの繰越金分を充てるもので、特定保健指導推進事業費補助金ということで、国の基準に基づいて交付されるものでありまして、特定保健指導の実施勸奨事業、啓発事業に対して充てるものでありますので、1件当たり2千円の補助採択を受けられたことによりまして、充当できることは間違いございません。既に交付決定の方を受け取っております。



○小高委員

ありがとうございます。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

9ページの保険給付費、一般被保護者高額療養費なのですが、6千848万円の交付金ということなのですが、この説明についてお伺いします。

○石井国保課長

こちらの高額療養費につきましては、前年度の同時期と比較しまして、著しい伸びを示していること、また、上半期の執行率から予算額が不足するものを見込みまして補正したものでございまして、こちらは3月から8月までの審査分の上半期におけるレセプト枚数なのですが、3千401枚でございまして、前年同期と比較しまして、一月当たり8.8枚、約1.58パーセントの増加を示しております。

また、これも同じ3月から8月までの審査分の上半期におけるレセプトの1件当たり的高額療養費なのですが、11万5千867円で、こちらも前年度同期と比較しまして7.9パーセントの増加の方を示しております。

また、国保のデータベースから収集した高額医療費レセプトの最高額なのですが、1件当たり1千408万円という高額なレセプト案件がございまして、令和2年度の最高額より642万円も高額な事例が発生しておりまして、こういうことも影響しまして、高額療養費が伸びているものと考えております。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第4号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小澤委員長

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

#### ○飛田高齢者福祉課長

それでは、議案第5号、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、債務負担行為を1件追加しようとするものでございます。

2ページをお開きください。

第1表、債務負担行為補正、1、追加、(2)おむつ支給教務につきましては、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額を1千200万円に設定しようとするものでございます。

これは寝たきり高齢者等に対しておむつを支給する事業でございます。令和4年4月1日以降も切れ目なく支給を行うため、令和3年度中に令和4年度の委託事業者を選定する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上で令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○小高委員

今の説明により委託事業ということでしたけど、おむつを支給する業務というのは、どのような形態で委託、運営されているのか、どのぐらいの事業所があるのか等を教えていただければと思います。

#### ○飛田高齢者福祉課長

おむつの支給業務事業でございますけれども、対象となる方は、在宅で常におむつを使用されている65歳以上の八街市民の方となります。介護保険の要介護4、あるいは5の認定を受けた方、また、あるいは認知症の診断を受けた方などで、排泄行為において全て介助を必要とする方、これらいずれかに当てはまる方で、市民税、本人非課税の方が対象となっております。また、市民税非課税世帯の方に対しまして、月額6千円を上限としております。また、市民税課税世帯、本人非課税の方の世帯につきましては、月額5千円を上限としておむつを支給しております。

支給の方法といたしましては、委託事業者から配付していただいたおむつのカタログ、いろんな種類が載っているものがございますので、そちらを利用者の方がご覧いただきながら、上限額の範囲内でおむつを注文すると、その事業者からおむつが配達されると。それに対して、市の方では委託事業者の方には、おむつの種類によってお金を払うというような流れで運用しております。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第5号、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小澤委員長

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。

委員の皆様に申し上げます。この後、文教福祉常任委員会協議会を開催いたしますので、委員の皆様は第二会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時45分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員